

令和8年6月

播磨町議会定例会議案

同意第 1 号

播磨町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

播磨町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 加古郡播磨町西野添
氏 名 丹生田 昭郎
生年月日

令和8年6月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

同意第 2 号

播磨町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

播磨町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 加古郡播磨町大中
氏 名 大辻 隆廣
生年月日

令和8年6月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

同意第 3 号

播磨町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

播磨町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 加古郡播磨町古田

氏 名 日下部 順司

生年月日

令和8年6月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

同意第 4 号

播磨町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

播磨町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 加古郡播磨町古田

氏 名 田中 進

生年月日

令和8年6月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

同意第 5 号

播磨町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

播磨町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 加古郡播磨町本荘
氏 名 木村 勝
生年月日

令和8年6月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

同意第 6 号

播磨町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

播磨町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 加古郡播磨町本荘
氏 名 安立 裕
生年月日

令和8年6月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

同意第 7 号

播磨町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

播磨町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 加古郡播磨町古宮
氏 名 岡田 良文
生年月日

令和8年6月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

同意第 8 号

播磨町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

播磨町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 加古郡播磨町二子
氏 名 岡本 章男
生年月日

令和8年6月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

同意第 9 号

播磨町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

播磨町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 加古郡播磨町二子

氏 名 衣笠 隆雄

生年月日

令和8年6月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

同意第 10 号

播磨町農業委員会委員の任命につき同意を求める件

播磨町農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 加古郡播磨町上野添
氏 名 松本 富子
生年月日

令和8年6月2日提出

播磨町長 佐 伯 謙 作

議案第 30 号

播磨町印鑑条例の一部を改正する条例制定の件

播磨町印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

播磨町印鑑条例の一部を改正する条例

播磨町印鑑条例（昭和50年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「個人番号カード（）」を「個人番号カード、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。

議案第 31 号

令和8年度播磨町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度播磨町の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,831万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億346万9千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 既定の債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 既定の地方債の追加は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年6月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,196,054	108,392	2,304,446
	2 国庫補助金	310,608	108,392	419,000
15 県支出金		1,258,180	10,838	1,269,018
	2 県補助金	365,898	10,838	376,736
17 寄附金		6,102	900	7,002
	1 寄附金	6,102	900	7,002
18 繰入金		1,101,734	96,386	1,198,120
	1 基金繰入金	1,101,733	96,386	1,198,119
21 町債		294,200	1,800	296,000
	1 町債	294,200	1,800	296,000
歳入	合計	14,385,153	218,316	14,603,469

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		5,766,770	212,670	5,979,440
	1 社会福祉費	3,017,877	1,584	3,019,461
	2 児童福祉費	2,748,893	211,086	2,959,979
6 農林水産業費		59,887	1,500	61,387
	2 水産業費	19,588	1,500	21,088
7 商工費		45,530	700	46,230
	1 商工費	45,530	700	46,230
8 土木費		1,543,311	3,000	1,546,311
	4 都市計画費	926,712	3,000	929,712
10 教育費		2,241,899	446	2,242,345
	4 幼稚園費	315,259	446	315,705
	5 社会教育費	398,132	0	398,132
歳出	合計	14,385,153	218,316	14,603,469

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額(千円)
3 民生費	2 児童福祉費	保育施設整備に向けた蓮池利活用事業	31,000

第3表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額
学童保育所管理運営委託料	令和8年度 ～ 令和13年度	千円 696,100
中央公民館管理運営委託料	令和8年度 ～ 令和9年度	52,000
東部コミュニティセンター管理運営委託料	令和8年度 ～ 令和9年度	22,695
西部コミュニティセンター管理運営委託料	令和8年度 ～ 令和9年度	16,975
野添コミュニティセンター管理運営委託料	令和8年度 ～ 令和9年度	18,531
南部コミュニティセンター管理運営委託料	令和8年度 ～ 令和9年度	15,963
スポーツ施設管理運営委託料	令和8年度 ～ 令和13年度	244,007

第4表 地方債補正
追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育事業 施設予約システム導入事業 債	千円 1,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内とする。 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しが行われた場合においては、当該見直し後の利率とする。	据置期間5年を含み償還期限を25年以内とし、その他は借入先の融資条件による。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

議案第 32 号

令和8年度播磨町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度播磨町の介護保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ158万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,068万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月2日提出

播磨町長 佐伯謙作

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		650,156	1,584	651,740
	1 一般会計繰入金	543,817	1,584	545,401
歳入合計		3,319,100	1,584	3,320,684

2 歳出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		106,420	1,584	108,004
	1 総務管理費	83,017	1,584	84,601
歳出合計		3,319,100	1,584	3,320,684